平成２７年（フ）第６７号
長野県諏訪市大和２丁目15番19号
債務者　青沼　千秋
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　泰史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３６号
北海道標津郡標津町北10条西１丁目１番３号、住民票上の住所北海道標津郡標津町北10条西１丁目１番２号
債務者　里舘　昭翁
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第６５２号
熊本市西区上代７丁目１番２号
債務者　大島　美鈴
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６２号
奈良県磯城郡田原本町大字味間258番地
債務者　澤田　昌弘
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８２０号
名古屋市中区栄３丁目22番28号　グランシャリオ栄401号
債務者　加藤　史恵
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森島　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６９号
名古屋市西区歌里町182番地の２　モリハウス５号
債務者　吉岡　裕二
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪まなみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８８号
名古屋市熱田区金山町１丁目11番２号　メイプル金山605号
債務者　西本　秀吉
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８０２号
愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田122番地　レオパレスミレー103号
債務者　中華料理とんとんこと　相羽　靖司
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県高山市下岡本町2907番地10　フレンドリーハウス・ハル105号室
債務者　細江　真吾
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３４６号
函館市梁川町27番18号　和光マンション101号室
債務者　佐藤　梨衣
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３４９号
愛知県刈谷市小山町４丁目５番地17　メゾンド二宮Ｂ棟105号
債務者　松本　友成
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６６１号
大阪府吹田市南正雀４丁目５番６号（513）、前住所大阪府吹田市長野西14番１―402号
債務者　吉川　知宏
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０３号
大阪市東住吉区住道矢田５丁目15番17号
債務者　久堀　賢治
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０４号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番21―402号
債務者　中川　　彩
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２５号
大阪市阿倍野区共立通２丁目５番19号
債務者　横溝　久枝
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９７２号
大阪府吹田市片山町２丁目８番西18―306号
債務者　山村レイコ（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４５号
大阪市平野区喜連東５丁目１番11―205号、前住所大阪市平野区喜連東１丁目５番９号
債務者　山禄　里枝
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部